

(議案その六)

平成二十二年十一月

定例島根県議会議案 (条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

平成22年12月8日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

第131号議案	出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例	1
第132号議案	島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	5
第133号議案	島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例	6

第131号議案

出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第1条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表東部県民センターの項、第5条第2項の表東部農林振興センターの項、第7条第2項の表松江水産事務所の項及び第8条第2項の表出雲県土整備事務所の項中「、簸川郡」を削る。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第6号右欄、第8号右欄、第18号右欄及び第35号右欄中「、斐川町」を削る。

附則に次の2項を加える。

(出雲市及び簸川郡斐川町の合併に伴う経過措置)

5 出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入の際次の表の左欄に掲げる法律に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は平成23年10月1日前に同欄に掲げる法律に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の右欄に掲げる事務で同日以後においては出雲市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ出雲市長のした処分その他の行為又は出雲市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法	第2条の表第11号左欄に掲げる事務
租税特別措置法	第2条の表第18号左欄の(1)に係る事

	務及び(4)に係る事務 ((1)に規定する認定に係るものに限る。)
都市計画法	第2条の表第20号左欄に掲げる事務
土地区画整理法	第2条の表第23号左欄に掲げる事務
児童福祉法	第2条の表第28号左欄に掲げる事務
森林法	第2条の表第30号左欄に掲げる事務
農地法	第2条の表第31号左欄に掲げる事務
社会福祉法	第2条の表第37号左欄に掲げる事務
農業協同組合法	第2条の表第38号左欄に掲げる事務
商工会議所法	第2条の表第39号左欄に掲げる事務
商工会法	第2条の表第40号左欄に掲げる事務

6 次の表の左欄に掲げる法律に基づく同表の右欄に掲げる事務で出雲市及び簸川郡斐川町の合併による同町の同市への編入に伴い平成23年10月1日以後においては出雲市長が新たに行うこととなるものの処理のうち、同日前の申請、処分その他の行為に係るものについては、同日以後においてもなお従前の例による。

租税特別措置法	第2条の表第18号左欄の(2)に係る事務及び(4)に係る事務 ((2)に規定する認定に係るものに限る。)
旅券法	第2条の表第36号左欄に掲げる事務

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第3条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則の表島根県出雲警察署の項中「簸川郡」を削る。

(島根県保健所条例の一部改正)

第4条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県出雲保健所の項中「、簸川郡」を削る。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第5条 島根県児童相談所条例(昭和39年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表島根県出雲児童相談所の項中「、簸川郡」を削る。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第6条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1出雲家畜保健衛生所の項中「簸川郡」を削る。

(島根県空港条例の一部改正)

第7条 島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1出雲空港の項中「簸川郡斐川町」を「出雲市」に改める。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第8条 島根県流域下水道条例(昭和56年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「斐川町」を削る。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第9条 島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

「山内団地

別表中「山内団地」を直江団地に、

荘原団地」

「

赤名団地	飯石郡飯南町
直江団地	簸川郡斐川町
荘原団地	

を

」

「

赤 名 団 地

飯石郡飯南町

に改める。

」

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、規則で定める日から施行する。

第132号議案

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「等の整備及びスプリンクラーの整備を促進する」を「の整備、防災対策等を促進するための事業及び地域における高齢者等に対する日常的な支援を行う体制を整備する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第133号議案

島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金条例

(設置)

第1条 子宮頸がん予防ワクチン等（ヒトパピローマウイルスワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンをいう。）の接種を緊急に促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

